

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十二号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第五十一条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十二条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改める。

第五十三条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改める。

第三章第五節中第五十三条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第五十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)を行う者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により、児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模

多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)に登録を受けた利用者(以下「登録者」という。)を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十一条(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)により自立訓練とみなされる通いサービス(以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録をした障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)は、二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)は、登録定員を二で除して得た数から十五までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみな

される通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者との数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十三条中「、第五十三条」を「から第五十三条の二まで」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「平成二十四年広島県条例第六十一号」の下に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加える。

第八十六条中「登録を受けた利用者」を「登録を受けた者」に、「通わせて行う指定小規模多機能型居宅介護」を「通わせて行う小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条第七十三条において準用する同条第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「利用者」の下に「及び障害児」を加え、同条第二号中「通いサービスの利用者」を「通いサービスを利用する者」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条第七十三条において準用する同条第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「及び障害児」を加え、同条第四号中「通いサービスの利用者の数及び」を「通いサービスを利用する者の数及び」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条第七十三条において準用する同条第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされ

る通いサービス又は」に、「利用者の数の合計数」を「利用者及び障害児の数の合計数」に、「通いサービスの利用者の数とした」を「通いサービスを利用する者の数とした」に改める。

第九十九条第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改める。

第八十七条第一項中「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。